

## 審査請求書

令和2年9月8日

豊橋市長 佐原 光一 様

審査請求人

〒441-1101豊橋市賀茂町字石城寺4番地6

寺本 泰之

(連絡先 090-8458-7575)

次のとおり審査請求します。

### 1、審査請求に係る処分

令和2年8月25日付の審査請求人に対する公文書一部公開決定通知書(2豊産第27号)(事実証明書1)に関する処分

### 2、審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和2年8月25日

### 3、1、記載の処分のうち公開しないとされた部分(但し代表社印、個人の氏名は除く)を取り消すとの裁決を求める。

### 4、審査請求の理由

(1)請求人は令和2年8月11日付けで以下の文書①～⑩を公開請求した。

①2014(平成26)年10月9日ユニチカ(株)の豊橋市への文書

②2014(平成26)年10月29日会議メモ「ユニチカ社長による市長への説明」

③2014(平成26)年11月5日第1回ユニチカ敷地対策会議

④2014(平成26)年12月16日第2回ユニチカ敷地対策会議

⑤2015(平成27)年4月13日第3回ユニチカ敷地対策会議

⑥2015(平成27)年4月21日第4回ユニチカ敷地対策会議

⑦2015(平成27)年8月31日第5回ユニチカ敷地対策会議

⑧2015(平成27)9月16日会議メモ「ユニチカ社長・積水ハウスによる市長への説明」

⑨2015(平成27)年11月19日第6回ユニチカ敷地対策会議

⑩2015(平成27)年12月22日(第7回ユニチカ敷地対策会議

以上の市長への文書1件、会議メモ2件及び第1回から第7回会議録の計10件

この請求に対して1、に記載する通り一部公開の処分を受けた。

(2)豊橋市は、公開しないこととした理由を

①豊橋市情報公開条例第6条(以下、本条例という)第1項第1号(個人情報に該当)のためとしている。

②同項第2号(法人の事業活動に関する情報であつて、当該法人の事業活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある)に該当

③同項第7号(市に事業活動に関する情報であつて、公にすることにより、当該事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)に該当、とした。

(3) (2)の①の個人名の非公開については争わない。しかしながら、(2)の②、③の非公開理由として挙げた本条例6条1項2号、第7号には該当せず、不当な処分であるので公開を求める。

本件非公開処分は、本条例の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」ところにあり、個人のプライバシーが守られるよう最大限に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべきである」とする目的に違反している。その理由を以下に述べる。

(4) ここでいう当該事業とは、ユニチカ(株)跡地の問題と考えられるが、この問題については、住民訴訟が起こされ、令和2年7月21日最高裁判決により確定、ユニチカ(株)側から判決に基づく金額が既に支払われ終了している。したがって同項第2号及び第7号でいう「当該法人の事業活動の遂行に支障を及ぼすおそれ」、「当該事業の性質上、適正な遂行に及ぼすおそれ」には該当しない。市は裁判に敗訴し、その違法性が確定したのであるから、住民に対してユニチカ(株)跡地に関する情報を公開し説明責任を果たすべきである。

(5)本条例でいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的に保護に値する蓋然性が要求されるものである、とされている。ところが、そういう具体的なおそれの説明はない。また、同項7号にはア、イ、ウ、エ、オのいずれに該当するかの説明もない。

(6) 4, (1)の②2014(平成 26)年 10 月 29 日会議メモ「ユニチカ社長による市長への説明」(事実証明書2)については市民団体「ユニチカ跡地の返還を求める市民の会」が開示請求され開示されて当該市民団体ホームページに掲載されている。本件請求人には非公開の処分がされている。杜撰な、あるいは差別的処分が行われたといえる。

以上から豊橋市が行った処分は、市の説明責任を放棄しただけで市民の知る権利をないがしろにした行為であり容認できない。不当な処分であるので処分の取り消しを求めるものである。

(7)、意見陳述の機会を求める。

#### 5、処分庁の教示の有無及びその内容

本件非公開決定の通知によって、「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。」との教示をうけた。

#### 添付書類

- (1) 事実証明書1 公文書一部公開決定通知書(2豊産第27号令和2年8月25日)
- (2) 事実証明書2 2014(平成 26)年 10 月 29 日会議メモ「ユニチカ社長による市長への説明」(市民団体「ユニチカ跡地返還を求める市民の会」ホームページから印刷)